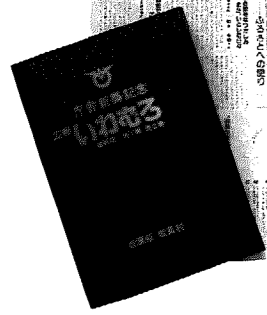


広報いわむろ「縮刷版」の御予約はもうお済みですか？



縮刷版が400号

村では、ことしの8月号で広報「いわむろ」が400号を迎えたことを記念して、『縮刷版』を発行することになりました。

申込みについては、先月中に区長さんを通じて回覧で取りまとめましたが、回覧を見ていなかったり、申し込むのを忘れたという人のために、**今月10日まで**申込期間を延長します。申込みを希望される方は、**役場総務課企画係**（☎82-4111内線215）までご連絡ください。

※縮刷版の制作には1冊5,000円程度かかりますが、今回は半額程度村が負担し、特別に2,500円でお分けします。

※なお、広報を1号から400号まで保存されている方には、この縮刷版を無償で配付いたします。お持ちの方は、役場総務課企画係までお申し出ください（回覧で既に申し込んでいる方もお申し出ください）。



第15回 岩室村農業祭

■とき…11月12日（日） ■ところ…村民体育館

ことしも、楽しいイベントが盛り沢山の“農業祭”へ、ご家族お揃いで出かけください。

〈イベント内容〉

農産物の展示・即売やもちつき大会、あま酒・牛乳そしてコシヒカリおにぎりの無料サービス、お楽しみ抽選会、ジャンボなわとび大会など。



平成8年度 村内保育園 入園申込みを受け付けます

村内保育園では、平成8年4月から入園を希望する園児の入園申込みを受け付けます。

保護者が、仕事・病気・出産・病人の看護などの理由で子供の世話ができない（保育に欠ける）家庭が対象となります。なお、現在入園中の園児でも、引き続き入園を希望する場合は、申込みの手続きが必要です。
〔保育時間〕…1日8時間を原則としますが、延長保育も行います（別に手続きが必要）。
〔保育料〕…各世帯の所得税・村税・固定資産税などの金額により算定します。

〔給食〕…3歳未満児は完全給食で、3歳以上児は副食給食です。

〔受付当日持参するもの〕…①必要事項を記入した入所申請書（用紙は役場住民福祉課及び各保育園にあります） ②印鑑
〔申込受付〕…入園申込みの受付は、下記の日程で行います。

※なお、入園についてのお問い合わせは、役場住民福祉課（☎82-4111内線113）までどうぞ。

■入園申込みの受付

日	時	受付地区	受付場所
11月6日（月曜日）	午前 9:00～11:30	間瀬1区～7区	間瀬保育園
11月8日（水曜日）	午前 9:00～ 午後 1:00	和納1区～11区	和納保育園
11月9日（木曜日）	午前 9:00～ 午後 1:00	原、津雲田、富岡、高橋、和納3区の一部、12区、三田	和納第2保育園
11月13日（月曜日）	午前 9:00～ 午後 3:00	岩室地区全域	中央保育園

ご利用ください 年賀状絵柄の無償印刷

村観光協会では、ことしも観光宣伝活動の一環として、「年賀状絵柄の無償印刷」をいたします。ことしの絵柄は、ハザ木の冬景色です。ぜひ、皆さんもご利用ください。

なお、詳しくは近日中にお届けする回覧をご覧の上、役場観光商工課までお申し込みください。

◆ ◆ ◆

■無償印刷枚数：先着二万枚
 ■申込期限：11月14日（火）まで
 ■印刷現品引渡：12月4日（月）8日（金）まで

※ただし、住所・氏名を印刷する場合は、千五百円必要です。なお、申込み・お問い合わせは役場観光商工課（☎82-4111内線131・132）までどうぞ。

◆ことしの絵柄

健康診断日

会場	日及び受付時間
間瀬小	11/14（火） PM 1:00～1:20
和納小	11/16（木） PM 1:30～1:45
岩室小	11/22（水） PM 1:00～1:15

就学前児童の健康診断

村では、来年四月から村内各小学校に入学を予定している就学前児童の健康診断を、左記のとおり実施します。

対象者は、平成元年四月二日から平成二年四月一日生まれの児童です。対象者には通知済みですが、通知が届いていないなど不明の点は村教育委員会学校教育課（☎82-4111内線111）までどうぞ。

巻務署から 年末調整説明会を開催します

巻務署では、ことしも「平成七年度源泉所得税の年末調整説明会」を、左記の日程で開催します。年末調整に当たって特にご注意いただく点やことしの改正点、それに特別減税事務の留意点などの説明があります。ぜひ、皆さんご出席ください。

なお、個人で青色申告をされる方については、後日説明会が予定されています。

■と き…11月16日（木）
 午後1時30分から

■ところ…吉田町産業会館

農業用軽油免税証の交付申請をお忘れなく

巻務事務所では、トラクターやコンバインなどの農業用機械に使用する軽油の免税証の交付申請を、左記により受け付けます。忘れずに手続きを行ってください。

【受付日程】

- ①共同で申請する場合：平成八年一月十二日まで
- ②個人で申請する場合：平成八年三月一日から三月十五日まで

※不明な点は、巻務事務所課税課（☎72-0905）までお問い合わせください。

精神障害者保健福祉手帳制度のお知らせ

十月一日から「精神障害者保健福祉手帳制度」が創設されました。この手帳の交付を受けた方は、**①通院医療費の公費負担の申請の際、医師の診断書の提出は不要。**
②税金の優遇措置を受けられる。
③生活保護の障害者加算の認定を受けられる（一級、二級の場合）。

なお、これまでの「精神保健福祉カード」制度は九月末日で廃止されましたが、交付済みものについては、期間終了まで有効となります。※この制度についての詳しくは、最寄りの保健所までお問い合わせください。

災害に備えて日頃の火の用心

11月9日～15日は「秋の火災予防運動」

今年も今月九日から十五日まで、全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。

消防岩室分署と消防団では運動期間中、次の行事を予定していますので、皆さんのご協力をお願いします。

- ◆運動期間中、毎晩七時に半鐘を点打します。
- ◆運動の初日に、村内防火宣伝を行います。
- ◆運動の初日に和納保育園で、第一分団と合同で避難訓練を行います。

◆期間中、消防団員が皆さんの家庭にお伺いし、消防指導を行います。

※運動中はサイレンや半鐘を使用しますので、火災と間違わないようにしてください。

なお、西蒲原郡南部消防本部では、去る九月二十五日に、岩室小学校と合同で避難訓練を行いました。当日は、救助工作車やはしご車、救急車など七台が出動し、学校の屋上からの負傷者の救出訓練などを行いました。



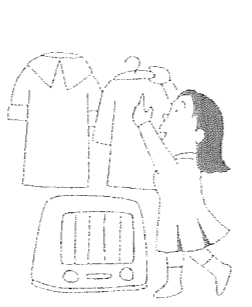
危険物安全強調週間

11月9日～15日は、一日と寒さも増し、ストーブなどの暖房器具を使用する時期になりました。

皆さんも、灯油や暖房器具などを使用する際は、取扱いに十分注意しましょう。

暖房器具の正しい使い方

- ◆ストーブを点火したまま燃料を補給したり、移動したりしない。
- ◆洗濯物は、ストーブの上に干さない。
- ◆ストーブの周りに、燃えやすいものを置かない。
- ◆地震対策のために、しっかりと固定する。



- ◆耐震自動消火装置などの安全装置が故障していないか点検する。
- ◆灯油をホームタンクで貯蔵する場合は、流出止めを設置する。
- ◆外出するときは、必ず火を消す。

※詳しくは、消防岩室分署（☎82-13360）までお問い合わせください。